会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	藤	山 よ お	○	○

(その1)

収支報告書

令和7年分
(　　開催分)

(ふりがな)　ごぼうのとう

1 政治団体の名称　ごぼうの党

2 主たる事務所の所在地　東京都杉並区阿佐谷南3-37-13
大同マンション1006

3 代表者の氏名　(姓) 奥野　(名) 卓志

4 会計責任者の氏名　(姓) 久保木　(名) 浩志

事務担当者の氏名
(姓) 久保木　(名) 浩志
(電話) 090-4001-4334
(電話)
(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名　(姓)　(名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等　(姓) 奥野　(名) 卓志

公職の種類等 (現職・候補者の別)　衆議院議員 (候補者等)

公職の候補者の氏名等(2人目)　(姓)　(名)

公職の種類等 (現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名等(3人目)　(姓)　(名)

公職の種類等 (現職・候補者の別)

受付
8.9.18
収支公開室
第　号

3242号
8.7.24
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

2360

101900

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

	金額（十億 百万 千 円）
収　入　総　額	2,343,480,917
（前年からの繰越額）	2,089,103,772
（本年の収入額）	254,377,145
支　出　総　額	247,925,257
翌年への繰越額	2,095,552,652

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金　額	十億 百万 千 円
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額（十億 百万 千 円）	備考
(ｱ) 個人からの寄附	600,006	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		
(ｳ) 政治団体からの寄附		
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	600,006	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附		
合計　（ア ＋ イ）	600,006	

全団体提出

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	Tシャツ販売費	104,627	個別の売上は1万円以下。数値は集計値。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	104,627	

（その４）

(4) 借　入　金

行番号	借　　入　　先	金　　額	備　　考
1	東洋ライフサービス株式会社	50,000	令和７年１月10日
2	東洋ライフサービス株式会社	176,000	令和７年１月31日
3	東洋ライフサービス株式会社	1,000	令和７年１月31日
4	東洋ライフサービス株式会社	93,000	令和７年2月28日
5	東洋ライフサービス株式会社	77,000	令和７年3月4日
6	東洋ライフサービス株式会社	60,000	令和７年4月18日
7	東洋ライフサービス株式会社	280,000	令和７年5月12日
8	東洋ライフサービス株式会社	522,580	令和７年6月20日
9	東洋ライフサービス株式会社	1,000	令和７年6月30日
10	東洋ライフサービス株式会社	78,000	令和７年7月1日
11	東洋ライフサービス株式会社	500,500	令和７年１０月31日
12			
13			
14			
15			
	合　　計	1,839,080	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	59	
	合　　計	59	

（その7）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1. 個人	
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）		職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
				都道府県、都及び市区町村	町又は字以降		
1	古島幸次	600,006	R7/7/28	東京都杉並区	高円寺北3-34-1	会社員	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	その他の寄附						
	合計	600,006					

(その13)

全国団体用

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億／百万／千／円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	1,985,600	
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	1,980,000	
小計	3,965,600	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	100,337,0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費	100,337,0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費	10,793,27	
小計	20,826,97	
合計	24,792,57	

(注)(その１６)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	監査料	198,000	R7/5/12	齊藤公認会計士事務所	東京都品川区旗の台6-3-4	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	198,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (宣伝活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
Tシャツ仕入	448,580	7 6 20	株式会社PMC	目黒区中目黒1-4-21-102	
動画製作費用	50,000	7 1 10	株式会社レミラ	藤沢市辻堂東海岸2-3-18	
動画製作費用	500,500	7 10 31	株式会社バズール	高松市田町9-3	
この頁の小計	999,080				
その他の支出	4,290				
合計	1,003,370				

(注1) 5万円以上の支出は全て個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出は全て個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費 顧問料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	顧問料	77,000	R7/1/31	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
2	顧問料	77,000	R7/3/4	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
3	顧問料	77,000	R7/4/18	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
4	顧問料	77,000	R7/5/12	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
5	顧問料	77,000	R7/6/20	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
6	顧問料	77,000	R7/7/1	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
7	顧問料	77,000	R7/8/12	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
8	顧問料	77,000	R7/8/29	中野雄太	柏市篠籠田758-8-105	
9	顧問料	27,500	R7/12/16	久保木浩志	杉並区上井草3-29-24	
10	顧問料	27,500	R7/12/26	久保木浩志	杉並区上井草3-29-24	
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	8,327				
	合計	679,327				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳 ↓（1～9のいずれかに○をつけてください） ↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	1. 組織活動費　2. 選挙関係費　3. 機関紙誌の発行事業費　4. 宣伝事業費　5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費　7. 調査研究費　8. 寄附・交付金　(9) その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	借入金返済

支出の目的	金額（十億／百万／千／円）	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
借入金の返済	400,000円	7 8 12	東洋ライフサービス株式会社	杉並区南阿佐谷3-37-17	
この頁の小計	400,000				
その他の支出	0				
合計	400,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。
（注４）費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	借入金
摘　　要	金　　額（十億／百万／千／円）	年月日	備　　考
奥野 卓志	9,780,000円		
東洋ライフサービス株式会社	288,095,650円		

(注)　(その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

☐　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　7月　16日

政治団体の名称　ごぼうの党

会計責任者の氏名　久保木　浩志

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年７月１５日

ごぼうの党
代表　奥野卓志　殿

登録政治資金監査人　斉藤　将

登録番号第５４３５号
研修修了年月日　平成３０年７月３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、ごぼうの党の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、ごぼうの党の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人斉藤将が判断したため、私の事務所（東京都品川区旗の台６丁目３番４号）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

３　業務制限

ごぼうの党と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、ごぼうの党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

